

2023年10月13日

各 位

会 社 名 株式会社ソフィアホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 飯塚秀毅
(コード番号 6942 東証スタンダード)
問い合わせ先 取締役兼 経営企画室室長 藤田 裕之
(TEL : 045-548-6205)

第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2023年10月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、当該決議は、下記「5. 発行条件等の合理性」「（3）支配株主との重要な取引等における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置 ④株式会社E-BONDホールディングス（支配株主）からの影響が遮断された取締役会での審議及び決議」により決議されております。

記

1. 募集の概要

<本新株式の発行の概要>

(1) 払 込 期 日	2023年10月30日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 390,000 株
(3) 発 行 価 額	1株につき 672 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	262,080,000 円（差引手取概算額 243,601,000 円）
(5) 資 本 組 入 額	1株につき 336 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	131,040,000 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、本新株式を株式会社 E-BOND ホールディングスに 300,000 株、指田 仁氏に 30,000 株、株式会社第一ソフトに 15,000 株、掛谷 和俊氏に 15,000 株、福光 大輔氏に 15,000 株、株式会社ジェットシステムに 10,000 株、木村 和弘氏に 5,000 株それぞれ割り当てます。
(8) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<本新株予約権の発行の概要>

(1) 割 当 日	2023年10月30日
(2) 新 株 予 約 権 数 の 総 数	1,550 個
(3) 発 行 価 額	総額 11,842,000 円（新株予約権 1 個につき 7,640 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	1,550,000 株（新株予約権 1 個につき 1,000 株）

(5) 資金調達額 (新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額)	1,053,442,000円(差引手取概算額994,487,000円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 11,842,000円 新株予約権行使による調達額 1,041,600,000円
(6) 行使価額	1株当たり672円 当社は、原則として、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができますものとします。当社は、行使価額の修正が決議された場合、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができますものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとします。ただし、修正後の行使価額は当初行使価額の50%である336円(以下「下限行使価額」といいます。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、本新株予約権を株式会社E-BONDホルディングスに200個(200,000株)、指田仁氏に450個(450,000株)、株式会社第一ソフトに225個(225,000株)、掛谷和俊氏に225個(225,000株)、福光大輔氏に225個(225,000株)、株式会社ジェットシステムに150個(150,000株)、木村和弘氏に75個(75,000株)それぞれ割り当てます。
(8) その他	<p>① 取得条項 本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の1年後の日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり7,640円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。</p> <p>② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。また、当社と割当予定先とで締結する本新株予約権割当契約書(以下、新株引受契約書を含み「割当契約」といいます。)には、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、本割当契約上の割当予定先の地位を譲渡先に承継させることを条件とする旨が定められることを予定しております。</p> <p>③ 当社による本新株予約権の行使停止指定及び撤回 当社は、割当予定先との間で次の内容を含む割当契約を締結します。当社は、その裁量により、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下、「停止指定期間」といいます。)を随時、何度でも指定(以下、「行使停止指定」といいます。)することができます。停止指定期間の長さは当社の裁量により決定します。当社の取締役会が行使停止指定を決定した場合、割当予定先に対し、行使停止指定を行う旨及び停止指定期間を通知します。なお、当社は、停止指定期間の開始日</p>

	<p>については、行使停止指定を行う旨を通知した日の2取引日以降の日を定めるものとします。当社は、その裁量により、一旦行った行使停止指定をいつでも将来に向かって撤回することができ、当社の取締役会が行使停止指定の撤回を決定した場合、割当予定先に対し行使停止指定の撤回に係る通知を行います。なお、当社は、上記の行使停止指定又は行使停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨を適時開示いたします。</p> <p>④ その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生していることを条件とします。</p>
--	---

(注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社グループは、インターネット関連事業・通信事業においては「たえずお客様のニーズを先取りし、先進的なICTサービスを通して、社会貢献する」、調剤薬局及びその周辺事業においては「調剤薬局を通して地域に根ざした明るい未来をサポートする」という企業理念を掲げ、事業に取り組み、お客様、患者様、株主、投資家、お取引先、地域の方々及び従業員など、当社グループのステークホルダーの皆様の期待に確実に応えとともに、当社グループの事業活動を通じて、社会課題の解決を目指しております。

当社グループは、2018年当社の発行済株式（自己株式数を除く）の18.60%を直接保有し、54.04%を株式会社アレクシア（以下、「アレクシア」といいます。）を介して間接保有する親会社であり調剤薬局チェーンを営む株式会社E-BONDホールディングス（以下、「E-BOND」といいます。）と業務提携を行い、現在の主力事業の1つである調剤薬局及びその周辺事業に参入し、積極的な調剤薬局店舗のM&A及び新規出店を行ってまいりました。その結果、当社の主力事業はインターネット関連事業、通信事業、調剤薬局及びその周辺事業の3つとなり、2020年3月期以降、当社企業収益は増収増益で推移し、2022年3月期において連結売上高11,783百万円、営業利益883百万円、経常利益889百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が613百万円となりました。

上記当社グループの経営成績が堅調に推移してきた中、昨年当社連結子会社であるソフィアデジタル株式会社（以下、「SDI」といいます。）の役員2名が組織犯罪処罰法（組織的詐欺）の疑いで逮捕され、当社が外部有識者からなる独立調査委員会を設置し調査を進めた結果を受けて、SDIが提供している事業の一部である着信課金サービスからの撤退を行いました。当該一部事業（着信課金サービス）の経営成績は、2022年3月期の当社連結実績において、売上高28.1%（当社連結実績11,783百万円の内、3,312百万円）売上総利益16.1%（当社連結実績4,005百万円の内、644百万円）であり、一部事業の撤退は当社グループの経営成績に大きな影響を与えております。加えて、当社の営業活動によるキャッシュ・フロー（以下、「CF」といいます。）にも大きな影響を与え、当社の営業活動によるCFと財務活動によるCFのバランスが大きく崩れる状況を引き起こしております。

当社は、主力事業の1つが棄損したこと及び将来的な財務基盤の不安を抱えていることを受けて、当社経営陣、親会社であり支配株主であるE-BONDグループ及び親会社から紹介を受けた企業価値向上のアドバイザー等を含め新規事業の模索・既存事業のさらなる強化及び財務基盤の強化を検討してまいりました。その結果、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資及び財務基盤を安定させるための運転資金の確保を目的に、本資金調達を実施することを決定いたしました。

(2) 本資金調達による資金調達を選択した理由について

当社は本資金調達の実施を決定するまでに、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりました。

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株式の発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えております。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、実施できるか否かもその時点での株価や市場全体の動向に大きく左右され、資金調達の機動性という観点からみても本資金調達によるメリットの方が大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としても調達資金の額を推測することが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないとして判断いたしました。

② 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、発行時点では全額が負債として計上されるため、行使がなされない限り自己資本比率の向上に貢献しないことや、現時点において転換社債型新株予約権付社債を引き受けて頂ける投資家が見つかっていないことから、今回の資金調達方法として適当でないとして判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や、時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、割当先となる既存株主の参加が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないとして判断いたしました。

④ 借入れ・社債による資金調達

金融機関からの借入れ又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、自己資本比率の向上及び財務基盤の強化を目的とする当社の考えと乖離しております。また、新規事業への投資資金は金融機関からの理解を得るのが困難であり、今後の借入れ・借り換え等の余地が縮小する可能性があり、今回の資金調達方法として適当でないとして判断いたしました。

(3) 本新株予約権の主な特徴 本新株予約権のメリット及びデメリット

<メリットとなる要素>

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,550,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

② 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

③ 株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している1,550,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

④ 取得条項による機動的な希薄化の回避

上記、「1. 募集の概要<本新株予約権の発行の概要>（8）その他」に記載のとおり、取得条項が付されております。それにより、当社が別の方法により資金調達できた場合、本新株予約権の取得及び消却を機動的に行うことで、既存の株主の皆様には希薄化を回避させることができるメリ

ットがあります。

<デメリットとなる要素>

① 既存株式の希薄化

本新株予約権の行使が進んだ場合、既存株式の希薄化が生じます。

② 満額の資金調達ができない可能性

本新株予約権の行使は株価動向の影響を受け一定の期間を必要とするため、行使請求期間は2023年10月31日から2027年10月30日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの4年間の期間を取っております。この期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければなりません。

③ 株価低迷時に資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

既存の株主の皆様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、本資金調達に伴って当社は、調達する資金を、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資及び財務基盤を安定させるための運転資金に充当し、収益性の向上による業績向上及び財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様利益に資するものと認識しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	1,315,522,000円
内訳（新株式発行による調達額）	262,080,000円
（新株予約権の発行による調達額）	11,842,000円
（新株予約権の行使による調達額）	1,041,600,000円

発行諸費用の概算額	77,434,000円
内訳（価値算定費用）	1,500,000円
（割当予定先調査費用）	1,750,000円
（特別委員会開催費用）	7,000,000円
（ファイナンス手数料）	65,184,000円
（その他）	2,000,000円

差引手取概算額	1,238,088,000円
---------	----------------

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合又は株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。
3. ファイナンス手数料は、ユーナ・アルテミス有限会社（住所：東京都中央区日本橋箱崎町32番地3-504、取締役：杉本浩二、以下、「ユーナ・アルテミス」、「杉本氏」といいます。）へのファイナンス手数料65,184千円（新株式13,104千円、新株予約権52,080千円）となります。なお、ユーナ・アルテミスへのファイナンス手数料は、割当先より当社に入金された金額の5%となります。
4. 発行諸費用は、価値算定費用以外は新株式発行と新株予約権発行の双方に関し

て発生した費用であり按分にて計上しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行による調達資金につきましては、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への投資及び財務基盤を安定させるための運転資金に充当してまいります。

【本新株式により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 新規事業運転資金	50	2023年11月～2024年9月
② 既存事業投資資金	53.6	2023年11月～2024年3月
③ 新規事業投資資金	140	2023年11月～2024年3月

【本新株予約権により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
④ 当社運転資金	794.48	2024年4月～2027年10月
⑤ 既存事業投資資金	100	2024年1月～2027年10月
⑥ 新規事業追加投資資金	100	2024年1月～2027年10月

- (注) 1. 上記本新株予約権により調達する資金の具体的な使途は、当初の行使価額で行使された場合の調達額を記載しております。行使価額は修正される可能性があり、行使価額が修正された場合は調達予定額が修正される可能性があります。
2. 本新株予約権による資金調達が進まない状況において、案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持資金の充当又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する可能性があります。

本資金調達は、既に子会社を設立し新規事業開始の準備を行っている外国人人材紹介事業の運転資金及びシンガポールを拠点とした海外法人の運転資金、既存・新規事業投資資金等、現時点において明確になっている新規事業運転資金の確保を目的としておりますが、当社が本新株式と本新株予約権の組み合わせにて実行する理由は、新株式の発行による資金調達は、既存・新規事業投資用として活用し、新株予約権の発行による資金調達は、現在、遂行の可能性及びスケジュール等が確定しておらず検討・協議中の案件及び将来の必要運転資金用として活用するという資金使途の実行段階に応じた区分けを行うことが有益であるとの判断に基づくものです。

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下の通りです。

① 新規事業運転資金

当社は、今年7月に当社の連結子会社として株式会社ソフィアグローバルワークス（神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番12号 代表取締役 森田 克則）（以下、「SGW」といいます。）を設立しております。このSGWの事業内容は、特定技能及び日本語検定を取得した外国人（東南アジア）を日本の企業に紹介する外国人人材紹介事業（現在、人材紹介業の免許申請中）を新規事業として行います。当社は、現在日本で起こっている、また将来も続いていくであろう労働人口の減少を受けて、本事業において収益機会があると判断しております。特に、スリランカ（マレーシア、インドも計画中）において、日本での就業を望む外国人に対し、特定技能・日本語検定を取得できる環境を支援し、取得後は受け入れ先となる日本企業への紹介を行ってまいります。受け入れ先となる企業は、関東圏、関西圏を中心に行っていく予定ですが、その他地域においては、地域に根差した企業をパートナー企業として選定し協業していく予定です。

当社は、今年8月シンガポールにアジアの拠点として連結子会社SOPHIA SG MANAGEMENT PTE. LTD.（120 ROBINSON ROAD #16-01 SINGAPORE 068913 Director MOTOHIKO SATO）（以下、「SSG」といいます。）を設立し、下記事業を進めていく予定です。（a）外国人人材紹介事業を行うSGW

との提携先（対象企業）の発掘及びその提携先の運営のコンサルティング事業 (b) スリランカにおいて、アマンリゾート (Aman Resorts) 創業者であるエイドリアン・ゼッカ (Adriaan Willem Lauw Zecha) と TAD Holdings(S)PTE.Ltd. (12 MARINA VIEW #12-05 ASIA SQUARE TOWER 2 SINGAPORE (018961) Chairman Dhanuka SAMARASINGHE) (以下、「TAD Holdings(S)」といいます。) の合弁会社であるシンガポール法人 (AZ Global Hospitality PTE.Ltd. 12 MARINA VIEW #12-05 ASIA SQUARE TOWER 2 SINGAPORE (018961) PRESIDENT Adriaan Zecha) (以下、「AZ Global」) といいます。) と協業したリゾート関連事業 (c) 当社グループ関連企業と協業し、システム・ソフトウェア開発のオフショア開発・コンサルティング事業

上記(a)(b)(c)の各事業の概要と当該事業に関する資金使途の充当予定は、次のとおりです。

(a) 提携先（対象企業）の発掘及びその提携先の運営のコンサルティング事業

当社は、外国人人材紹介事業を開始する上で、優先的に人材を確保することに重点をおいて、現地パートナー企業を発掘することを進めてまいりました。まずは、スリランカにおいてTAD Holdings(S)と主要役員が同一であるTAD LANKA HOLDINGS (PVT) LTD (No. 129, Duwa Road Baddagana, Pitta Kotte Sri Lanka Chairman Dhanuka SAMARASINGHE)の子会社でありスリランカにおいてホテル事業・エネルギー事業等を行っているコングロマリットであるHunas Holdings PLC (No. 23, Alfred Place, Colombo 03 Sri Lanka Chairman Dhanuka SAMARASINGHE) (以下、「Hunas Holdings」) といいます。) の紹介により、現地パートナーと協議を行い、当社の求める人材レベルへの育成及び独占的・優先的な外国人人材確保に関して協業の合意を行うことができました。今後も、マレーシア及びインドを含む東南アジア各国にて提携先（対象企業）の発掘を進めてまいります。

(b) リゾート関連事業

上記東南アジア各国において提携先（対象企業）を発掘する過程の中で、現在スリランカにてホテル事業・エネルギー事業等を行っているコングロマリットであるHunas Holdingsの紹介により、スリランカ及びアジア各国にてリゾート開発及びリゾート施設の運営を計画しているエイドリアン・ゼッカ (Adriaan Willem Lauw Zecha) と知り合い、スリランカでのリゾート関連事業の状況や、今後日本においてもリゾート運営及びホテル運営を行っていくことの説明を受けました。複数回の協議の中で、ホテル及びリゾート施設への投資家（日本人富裕層、海外投資家）の紹介、日本の物件紹介（マーケティングを含む）等を要望されるとともに、今後の事業展開における参加を要望されております。当社は、その要望を受け、当社の新規事業として、リゾート開発地における、リゾート地の所有権の販売、所有権の会員制の使用権販売、タイムシェアによる使用権等販売に纏わる事業部分において参加することで協議しております。現時点において、当社子会社のSSG、エイドリアン・ゼッカ (Adriaan Willem Lauw Zecha) 、TAD Holdings(S)及びHunas Holdingsの4者において協業し事業を進めていくことをMOUにて締結し、AZ Globalの設立後、当社若しくは当社子会社であるSSG、AZ Global及びHunas Holdingsの3社間で業務提携を行い協業していくことを協議しております。詳細につきましては、確定次第速やかに開示する予定でありますが、現在協議している内容は、まずはスリランカにおいて、当社子会社であるSSGとAZ Global、TAD Holdings(S)及びHunas Holdingsによりリゾート開発地の開発プラン及び開発後の販売方法等のビジネスプラン等の詳細を協議しております。当社は、リゾート開発地における、リゾート地の所有権の販売、所有権の会員制の使用権販売、タイムシェアによる使用権等販売に纏わる部分において協業することで進めていく予定です。

(c) システム・ソフトウェア開発のオフショア開発・コンサルティング事業

上記東南アジア各国において提携先（対象企業）を発掘する過程の中で、シンガポールに拠点を置き、マレーシア及びインドを開発拠点としてシステム・ソフトウェア、アプリ開発を行っている企業と協業することで協議しております。当社は、当社の主力事業であるインターネット関連事業において、当社のクライアントに対する既存サービスだけではなく、さらにサービス領域を広げ、新規サービスによる新規クライアントの獲得を行うために、ソフトウェア開発及びアプリ開発等の事業を行ってまいります。当社グループだけでは賅いきれなかった領域において、安価でより質の高いサービスを提供で

きることを目的に海外企業と協業してまいります。また、調剤薬局及びその周辺事業においては、今後本格化するオンラインサービスに向けて、自社サービスの領域を広げることを目的に、自社グループだけではなく、協業企業との検討を行ってまいります。

上記2つの連結子会社の運転資金として50百万円を2023年11月以降充当いたします。

② 既存事業投資資金

当社は、現在の主力事業の1つである調剤薬局及びその周辺事業のさらなる強化を目的に新規出店を計画しております。過去の当社の出店形態とは異なり、医療法人または異なる業種の店舗と隣接する敷地における共同出店形態若しくは、同一店舗内における共同店舗を出店する新たなモデルケースを計画しております。現時点において、複数の候補地及び複数の協業先と協議を行っております。当該出店形態は、ドラッグストア等の競合他社との競争において、集客における劣位性を克服するとともに、当社の新たな収益を確保することを目的としております。具体的な出店につきましては、詳細が確定次第速やかに開示する予定でおります。当社は、今期中に、新たな形態の調剤薬局を出店する資金として53.6百万円を充当いたします。

③ 新規事業投資資金

当社は、上記のとおり新設連結子会社2社の事業展開を行う上で、新規事業投資を計画しております。具体的には、SGWの外国人人材紹介事業において、外国人の管理や支援を行う上で必要となるソフトウェアの開発、改良及び販売を目的とした新規事業への投資を計画しております。なお、ソフトウェアの開発及び改良については、既に試験的にソフトウェアを開発し大手飲食店に試験的に展開している企業と業務提携を行い、そのソフトウェアを共同でさらに改良していく方向で協議しております。詳細につきましては、確定次第速やかに開示する予定でありますが、現在協議している業務提携の内容は、業務提携予定先が試験的に開発したソフトウェアの改良を当社と協議の上進めるとともに、業務提携予定先に対する出資若しくは合弁会社設立、または当該ソフトウェアの著作権を共同保有し、当該ソフトウェアの販売等のサービスを協業し進めていくことで協議しております。当社は、今期中に、本サービス開始費用及び業務提携（業務提携先への出資若しくは合弁会社設立、または著作権購入等）に係る資金として40百万円を2024年1月以降充当いたします。

また、SSGの上記記載のリゾート関連事業において、当社とAZ Global及びHunas Holdingsによりリゾート開発地の開発プラン及び開発後の販売方法等のビジネスプラン等の詳細を協議しております。当社は、リゾート開発地のリゾート地の所有権の販売、所有権の会員制の使用権販売、タイムシェアによる使用権等販売に纏わる部分において協業することとなっておりますが、その所有権の一部保有及び保有後の権利販売及び使用権の管理システム構築費用、ブランド構築費用等の資金として100百万円を2023年11月以降充当いたします。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途は、以下の通りです。

④ 当社運転資金

当社は2018年以降、積極的なM&A戦略により、主力事業である調剤薬局及びその周辺事業の店舗数を拡大してきました。そのM&A資金を間接金融から調達し、取得した法人・店舗収益及びIT事業、通信事業からの収益で返済を行ってきましたが、昨年当社の子会社役員における不祥事によって一部事業を撤退したことにより、当社の収益が大幅に下がることとなりました。その結果、当社が生み出す営業CFだけによる返済が困難となり、当社の手元資金が減少し、今後もこの状況が続くと当社は考えております。当社の営業CFと財務CFのバランスが崩れている中、将来的な新規事業での営業CFの増加を目指すとともに、財務基盤の安定を確立するために794.48百万円を2024年4月以降の運転資金に充当してまいります。

⑤ 既存事業投資資金

当社の既存事業である調剤薬局及びその周辺事業のさらなる収益力強化を目的に投資を行うことを検討しております。当該事業において、薬剤師の件数高騰及び診察報酬改定等将来にわたる懸念材料がある中で、当社は利益率の上昇を目的に調剤店舗数の増加による収益向上及び調剤薬局グループ会社や店舗の運営の合理化を検討しております。具体的には、調剤薬局及びその周辺事業においては、上記のとおり新たな形態による出店、既存の形態による新規出店及び店舗買収の検討案件があり、当社の資金効率及び当社グループへの収益貢献度等を総合的に勘案した上で新規出店、店舗買収を複数進めていくとともに、現在57店舗ある調剤薬局店舗の運営の見直し

として、既存システムの見直し及び合理化を実施し、コスト削減のみならず、国の示す薬局のあるべき姿を踏まえた良質な医療サービスを提供することに注力してまいります。また、調剤薬局店舗において、自社PBサプリメント商品の開発及び販売を計画しております。当社グループの薬剤師の協力を得て、自社PB商品を開発・研究していく予定です。

新規出店、店舗買収、既存システムの改良、店舗運営合理化実施費用及び自社PB商品の開発研究費用として合計100百万円を2024年1月以降充当してまいります。

⑥ 新規事業追加投資資金

上記本新株式会社による調達資金の資金使途記載のSGW及びSSGの事業進捗に合わせて、追加投資を検討しております。具体的にはSGWの外国人人材紹介事業において、同業他社との差別化を図るため、当社がクライアントに対して紹介する人材のさらなる技能向上を目的に、日本での追加研修等を行うことを計画しております。本事業は、現時点及び将来にわたり日本の労働人口不足が深刻化することを考慮し計画しておりますが、労働人口の確保だけでなく、より高度な外国人人材を紹介できるよう目指しております。今後もSGWとの提携先（対象企業）の発掘とともに独占的・優先的な人材確保を目的に、現地での提携先との共同による専門研修機関及び日本での追加研修機関の立ち上げを行うことなども検討しております。外国人人材紹介事業においては、人材確保と人材育成（差別化）を行うことが今後の事業収益の確立につながると当社は考えております。この現地での提携先との共同による専門研修機関及び日本での追加研修機関の立ち上げ費用として30百万円を2024年1月以降充当する予定です。

また、SSGのリゾート関連事業においては、スリランカでの事業開始後、当社とAZ Global及びHunas Holdingsの協議により、次の展開として、日本にてプロジェクトを模索することで協議しております。現在、日本でのプロジェクト候補地の選定や、日本においてマーケティング及びコンサルティングを行う合弁企業の設立等を協議しております。この準備費用等を含めた費用として70百万円を2024年1月以降充当する予定です。

なお、既存事業投資資金、新規事業追加投資資金については、詳細が確定次第速やかに開示する予定であります。上記のとおり、現在検討・協議中である当該検討案件の進捗及び当社判断における優先順位に合わせて進めていく予定です。加えて、当該検討案件が当初の想定通りに成立しない場合、当社は、引き続き新たな案件等を検討し、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への投資及び財務基盤を安定させるための運転資金に充当してまいります。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、調達する資金を、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資及び財務基盤を安定させるための運転資金に充当し、収益性の向上による業績向上及び財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと認識しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先と協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である2023年10月12日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である672円といたしました。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均702.74円に対するディスカウント率は4.37%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均743.06円に対するディスカウント率は9.56%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均746.1円に対するディスカウント率は9.93%となっております。取締役会決議日の前営業日における終値を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で決定いたしました。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。なお、当該発行価額につきましては、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日 日本証券業協会）の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断してお

ります。この判断に基づいて、当社取締役会は、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、特別利害関係者である当社代表取締役社長 飯塚 秀毅氏、取締役 藤田 裕之氏以外の出席取締役全員の賛成により、本新株式の発行につき決議いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）で構成される当社監査役会から、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関である株式会社opLabo（東京都中央区銀座6-13-16 代表取締役 上田 智宏・小山田 智）（以下、「opLabo」といいます。）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。opLaboは、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。

この算定においては、当社取締役会が本新株予約権の発行を決議した決議日の直前営業日である2023年10月12日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株価の終値672円、ボラティリティ27.8%、普通株配当0円、リスクフリーレート0.212%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額672円/株、行使期間4年）をもとに公正価値を算定しております。当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しており、その算定結果報告書における、opLaboによる本新株予約権1個当たりの公正価値評価額は7,635円です。当社はその結果を受けて、発行価額は公正価値評価額を上回る金額である1個当たり7,640円と決定いたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様と与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議、交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である2023年10月12日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である672円といたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均702.74円に対するディスカウント率は4.37%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均743.06円に対するディスカウント率は9.56%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均746.1円に対するディスカウント率は9.93%となっております。また、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができ、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができません。ただし、修正後の行使価額は下限行使価額である336円を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行条件につき十分に討議、検討を行った結果、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、特別利害関係者である当社代表取締役社長飯塚秀毅氏、取締役藤田裕之氏はその議案の審議及び採決に参加せず、両氏以外の出席取締役全員の賛成により、決議いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）で構成される当社監査役会より、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式及び本新株予約権の発行による希薄化率は、2023年9月30日現在の当社発行済株式総数2,737,720株に対し70.86%（2023年9月30日現在の当社議決権個数26,848個に対しては72.26%）で25%以上となることから、第三者割当増資に係る企業行動規範上の遵守事項を遵守して、当社は、本資金調達について、経営者から一定程度独立した特別委員会による本資金調達の必要性及び相当性に

関する意見を入手することといたしました。当社は、本資金調達によって、大規模な希薄化を伴うこととなりますが、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資及び財務基盤を安定させるための運転資金に充当し、収益性の向上による業績向上及び財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資することから、発行数量及び希薄化の根拠においても合理性があるものと判断しております。詳細につきましては、後記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」をご参照ください。

(3) 支配株主との重要な取引等における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社の発行済株式（自己株式数を除く）の18.60%を直接保有し、54.04%をアレクシアを介して間接保有する親会社であるE-BONDが割当予定先に含まれていることから、支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範上の遵守事項を遵守して、当社は、支配株主との間に利害関係を有しない特別委員会による、当社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手しました。当社は、本資金調達に係る構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本資金調達に係る払込価格の公正性の担保、本資金調達の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本資金調達の公正性を担保するため、以下に述べる措置を講じております。詳細については、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」をご参照ください。

① 当社における特別委員会の設置と交渉権限の付与

当社は、本資金調達における意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2023年8月30日、当社の取締役会を開催し、同取締役会において、支配株主であるE-BOND及び当社から独立した委員によって構成される特別委員会を設置し、本資金調達に係る当社の決定が少数株主に不利益でない旨の意見等を述べることを委嘱するとともに、特別委員会において妥当でないと判断される取引条件では当社取締役会としても本資金調達を決定しないこととし、これを実効化するべく、当社及び一般株主の利益を図る立場に立って本資金調達について検討や判断を行うことができるようにすることを目的として、特別委員会に対し、本資金調達に係る取引条件の交渉を行う権限を付与しました。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、割当予定先から提示された本資金調達に係る払込価格を検討し、本資金調達に関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、割当予定先及び当社から独立した第三者算定機関であるopLaboに当社株式の価値算定を依頼し、2023年10月12日付で当社算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

③ E-BONDから独立したプロジェクトチームによる支援等

当社は、本資金調達に関する当社の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、E-BONDから独立性が高い幹部従業員（ディビジョンマネジャー）のみで構成されるプロジェクトチームを設置し、E-BONDを含む割当予定先との間で協議・交渉を行う特別委員会をサポートさせました。

④ E-BONDからの影響が遮断された取締役会での審議及び決議

当社取締役のうち、飯塚秀毅氏は2009年8月に株式会社ウィーズホールディングス（現E-BONDホールディングス）の取締役副社長に就任し、2022年8月まで、その職にあったほか、E-BONDのグループ会社であるアレクシアの代表取締役社長に2019年6月から2020年6月まで就任していたため、利益相反回避の観点から、また、藤田裕之氏は将来的にE-BOND及び関係会社の取締役に就任する可能性があるため公正性担保の観点から、当社取締役会の本資金調達に関する審議及び決議への参加を参加させず、両氏を除く取締役全員と監査役全員が出席した当社取締役会で、本資金調達について審議し、これを決議しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 商	号	株式会社E-BONDホールディングス
-----	---	--------------------

②	本店所在地	埼玉県北葛飾郡松伏町築比地795番地1		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 塩月 清和		
④	事業内容	グループの戦略の立案・遂行 グループ会社の事業戦略支援・事業活動の管理		
⑤	資本金の額	99百万円		
⑥	設立年月日	2008年7月30日		
⑦	発行済株式数	14,241株		
⑧	事業年度の末日	5月末		
⑨	従業員数	24名		
⑩	主要取引先	株式会社メディセオ、株式会社スズケン等		
⑪	主要取引銀行	三井住友銀行		
⑫	大株主及び持株比率	塩月 清和 (99.6%)		
⑬	当社との関係等	資本関係	当該会社は当社株式を500,000株保有しております。また、当該会社のグループ会社である株式会社アレクシアは当社株式を1,453,000株保有しております。	
		取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。当社子会社と当該会社及び当該会社の関係会社との間に、商取引がありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	
		人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。当社子会社の執行役員6名が当該会社の関係会社の代表取締役及び取締役を兼任しております。	
		関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の親会社であり、当社の関連当事者には該当いたしません。	
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態（千円）			
	決算期	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期
	純資産	6,022,163	8,168,669	9,801,184
	総資産	10,322,059	26,862,874	33,416,953
	1株当たり純資産（円）	422,875	573,602	688,237
	売上高	173,310	29,920,874	38,097,193
	営業利益	△102,637	1,463,831	2,137,806
	経常利益	△125,264	1,438,157	2,061,466
	当期純利益	3,775,759	2,146,505	1,632,515

1株当たり当期純利益（円）	265,133	150,727	114,634
1株当たり配当金（円）	—	—	—

① 氏名	指田 仁		
② 住所	SENTOSA SINGAPORE		
③ 職業の内容	会社経営者		
④ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

① 商号	株式会社第一ソフト		
② 本店所在地	東京都練馬区豊玉北六丁目5番11号DSビル		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 矢嶋 洋介		
⑤ 事業内容	音響機器、映像機器の販売リース及びレンタル等		
⑤ 資本金の額	10百万円		
⑥ 設立年月日	1999年9月28日		
⑦ 発行済株式数	200株		
⑧ 事業年度の末日	12月末		
⑨ 従業員数	200名		
⑩ 主要取引先	株式会社第一興商、株式会社エクシング、株式会社TOAI等		
⑪ 主要取引銀行	三井住友銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	矢嶋 洋介（100%）		
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（千円）			
決算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
純資産	440,944	492,653	527,186
総資産	984,524	977,682	928,930
1株当たり純資産（円）	2,204,723	2,463,269	2,635,931
売上高	1,111,948	803,868	986,371
営業利益	△24,086	△49,292	14,229
経常利益	38,552	133,317	45,725

当期純利益	24,609	51,709	34,532
1株当たり当期純利益(円)	123,046	258,546	172,661
1株当たり配当金(円)	—	—	—

①氏名	掛谷 和俊		
②住所	東京都千代田区		
③職業の内容	医療法人社団荘和会 半蔵門胃腸クリニック 理事長・医院長		
④当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

①氏名	福光 大輔		
②住所	大阪府大阪市西区		
③職業の内容	会社経営者		
④当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

①商号	株式会社ジェットシステム		
②本店所在地	島根県松江市平成町182番地7		
③代表者の役職・氏名	代表取締役 木村 和弘		
④事業内容	ITソリューション事業		
⑤資本金の額	180百万円		
⑥設立年月日	1988年8月6日		
⑦発行済株式数	1,314株		
⑧事業年度の末日	7月末		
⑨従業員数	529名		
⑩主要取引先	株式会社ヤマダデンキ、株式会社ミライト・エックス		
⑪主要取引銀行	山陰合同銀行、みずほ銀行		
⑫大株主及び持株比率	一般社団法人ジェットシステムグループ互助会 (32.0%)		
	株式会社JH (20.5%) 木村 和弘 (18.3%)		
⑬当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（千円）				
決算期	2020年7月期	2021年7月期	2022年7月期	
純 資 産	1,730,811	1,930,062	2,175,068	
総 資 産	5,663,952	5,859,993	6,237,321	
1株当たり純資産（円）	1,317,208	1,468,844	1,660,287	
売 上 高	7,153,364	6,629,534	6,702,804	
営 業 利 益	591,860	369,662	431,873	
経 常 利 益	612,110	380,680	463,869	
当 期 純 利 益	434,031	235,863	281,619	
1株当たり当期純利益（円）	330,313	179,500	214,322	
1株当たり配当金（円）	41,000	41,000	41,000	

① 氏 名	木村 和弘		
② 住 所	島根県雲南市		
③ 職 業 の 内 容	会社経営者		
④ 当 社 と の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

- (注) 1. 当社は割当予定先、割当予定先の役員、主要株主及び割当予定先に関連する法人が反社会的勢力の影響を受けている事実及び犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったことを当事者へのヒアリング、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索等により確認いたしております。また、上記とは別に、割当予定先各社（E-BOND、指田 仁氏、株式会社第一ソフト（以下、「第一ソフト」といいます。）、掛谷 和俊氏、福光 大輔氏、株式会社ジェットシステム（以下、「ジェットシステム」といいます。）、木村 和弘氏）及び割当予定先の役員、主要株主が反社会的勢力の影響を受けているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関であるレストルジャパン21株式会社（東京都千代田区岩本町1丁目6番7号 代表取締役 野畑 研二郎）に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先及び割当予定先の役員、主要株主のいずれについても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報及び違法行為に関わりを示す事項がない旨の調査報告書を受領しております。さらに、当社は、割当予定先との間で締結する本割当契約において、割当予定先から、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明保証を受ける予定です。
2. 当社は、割当予定先各社から、割当予定先、当該割当予定先の役員又は当該割当予定先及び当該割当予定先の主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は当該割当予定先及び当該割当予定先の主

要株主が資金提供その他行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は当該割当予定先の主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実がない旨の確認書を受領しております。

3. 上記1. 及び2. を踏まえ、当社としては、割当予定先、割当予定先の役員又は割当予定先の主要株主が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、割当予定先の役員又は割当予定先の主要株主が資金提供その他行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、割当予定先の役員又は割当予定先の主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実がないと判断しており、当社は、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

本新株式及び本新株予約権の割当予定先として支配株主であるE-BOND、指田 仁氏、第一ソフト、掛谷和俊氏、福光 大輔氏、ジェットシステム、木村 和弘氏を選定した理由は、以下のとおりです。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資及び財務基盤を安定させるための運転資金の確保を目的に資金調達を検討してまいりました。そのような状況の中、当社の資金調達のアドバイザーであるユーナ・アルテミスの代表である杉本氏と協議を重ね、杉本氏の人的ネットワークを活用し、当社の事業状況及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略についてご理解いただける投資家を模索し、複数の有力先と接触を重ねてまいりました。その協議の中で、当社の経営方針をご理解いただき、当社の新規事業及び既存事業への協力関係の模索ができる相手であること、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び当社の資金調達が確実に実施できる資金力があることを重視して、割当予定先として選定いたしました。各割当予定先の選定理由は下記のとおりです。

(E-BONDを割当予定先として選定した理由)

割当予定先であるE-BONDは、当社の発行済株式（自己株式数を除く）の18.60%を直接保有し、54.04%をアレクシアを介して間接保有する親会社であり、調剤薬局チェーンを営む事業を主力事業として運営しております。当社はE-BONDとの業務提携のもと、主力事業の1つである調剤薬局及びその周辺事業にて、積極的な調剤薬局店舗のM&A及び新規出店を行ってまいりました。昨年の一部事業の撤退以降、当社の経営状況が変化の中で、E-BONDより当社の資金調達のアドバイザーとしてユーナ・アルテミスの杉本氏をご紹介いただき、新規事業の模索・既存事業のさらなる強化及び財務基盤の強化を協議してまいりました。その協議が進む中、当社が新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資及び財務基盤を安定させるための資金調達を検討することを決定した中で、E-BONDの代表取締役である塩月 清和氏と当社代表取締役社長 飯塚 秀毅及び当社アドバイザーである杉本氏と面談を行い、当社との関係強化を目的に資金支援を申し出ただき、当社はその申し出を受け割当予定先を選定いたしました。

(指田 仁氏を割当予定先として選定した理由)

割当予定先である指田 仁氏は、シンガポールを拠点にSAKURA UNITED PLATFORM PTE. LTD. を運営し、ギルド事業、X-Fi事業を行っております。また、当社シンガポール子会社SSGの進出及び新規事業パートナー選定等に関して助言をいただいております。指田 仁氏とは、当社のアドバイザーである杉本氏よりご紹介をいただき、2022年12月に指田 仁氏と当社代表取締役社長 飯塚 秀毅及び当社アドバイザーである杉本氏と面談を行い、またその後定期的に協議を行う中で、当社の経営方針をご理解いただき、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを確認しており、また当社の今後の新規事業及びSSGの企業収益に関する助言等を含め、貢献していただけると判断し、割当予定先を選定いたしました。

(第一ソフトを割当予定先として選定した理由)

割当予定先である第一ソフトは、カラオケ機器の販売及びレンタル・設置工事・メンテナンス並びにカラオケボックスの経営を行う企業です。代表である矢嶋洋介氏が1999年11年に設立しカラオケ機器の販売・設置工事、カラオケボックスの経営等を行い、業容を拡大されています。当社のアドバイザーで

ある杉本氏よりご紹介をいただき、代表者である矢嶋 洋介氏と、2023年8月に当社代表取締役社長 飯塚 秀毅及び当社アドバイザーである杉本氏と面談を行い、当社の経営方針をご理解いただき、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを確認しており、また当社の今後の新規事業に対し助言等を含め、貢献していただけると判断し、割当予定先に選定いたしました。

(掛谷 和俊氏を割当予定先として選定した理由)

割当予定先である掛谷 和俊氏は、日本内視鏡外科学会評議員を務める医学博士であり、平成16年8月に医療法人社団荘和会を設立、平成19年7月に医療法人社団荘和会 半蔵門胃腸クリニックを開設し、理事長・院長として医療法人社団荘和会の経営を行っております。当社のアドバイザーである杉本氏よりご紹介をいただき、掛谷 和俊氏と2023年8月に当社代表取締役社長 飯塚 秀毅及び当社アドバイザーである杉本氏と面談を行い、当社の経営方針をご理解いただき、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を受け、当社は割当予定先に相応しいと判断し、割当予定先に選定いたしました。

(福光 大輔氏を割当予定先として選定した理由)

割当予定先である福光 大輔氏は、大阪を中心にアパレル事業及び不動産事業の経営を行っております。当社のアドバイザーである杉本氏よりご紹介をいただき、福光 大輔氏と2023年8月に当社代表取締役社長 飯塚 秀毅及び当社アドバイザーである杉本氏と面談を行い、当社の経営方針をご理解いただき、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を受け、当社は割当予定先に相応しいと判断し、割当予定先に選定いたしました。

(ジェットシステムを割当予定先として選定した理由)

割当予定先であるジェットシステムは、1988年にシステム開発・販売会社として創業以来、ITソリューション事業や住宅関連事業を含め様々な業界、業種に積極果敢に進出し、提供する商品やサービスを拡大している企業です。当社のアドバイザーである杉本氏よりご紹介をいただき、代表者である木村和弘氏と2023年8月に当社代表取締役社長 飯塚 秀毅及び当社アドバイザーである杉本氏と面談を行い、当社の経営方針をご理解いただき、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを確認しており、また当社の今後の新規事業及び既存事業に対し助言等を含め、貢献していただけると判断し、割当予定先に選定いたしました。

(木村 和弘氏を割当予定先として選定した理由)

割当予定先である木村 和弘氏は上記ジェットシステムの代表者であります。当社のアドバイザーである杉本氏よりご紹介をいただき、ジェットシステムと本資金調達、新規事業及び既存事業を協議する中で木村 和弘氏個人からも当社資金調達に対する支援を申し出ていただき、当社はその申し出を受けると共に、当社の経営方針をご理解いただき、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を受け、当社は割当予定先に相応しいと判断し、割当予定先に選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であり当社の支配株主であるE-BONDの代表取締役塩月 清和氏より、当社との関係強化を目的とした投資であり、長期保有する方針である旨を口頭にて表明していただいております。当社と締結予定の割当契約には、本新株式及び本新株予約権の保有方針が当社との関係強化を目的とした投資であり長期保有する方針であることを保証する旨を定めることを予定しております。

上記以外の割当予定先である指田 仁氏、第一ソフトの代表取締役 矢嶋 洋介氏、掛谷 和俊氏、福光 大輔氏、ジェットシステムの代表取締役 木村 和弘氏及び個人木村 和弘氏より、将来株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨、さらに、将来当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を口頭にて表明していただいております。当社と割当予定先との間の割当契約には、本新株式及び本新株予約権の保有方針が純投資の目的である旨、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨及び将来売却の際には、可能な限り市場動向を勘案しながら当社普通株式を売却していく旨の意向を表明し、その真実かつ正確であることを割当予定先が保証する旨を定めることを予定しております。

なお、当社は各割当予定先から、払込期日から2年以内に本資金調達により取得した本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由及び譲渡の方法等所定の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に対し書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることについて、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社と割当予定先との間の割当契約において、払込期日に払込価額を全額払い込むことを法的責任（割当契約に基づく割当先の義務に違反があった場合、かかる違反に基づき相当因果関係の範囲内で発行会社に生じた損害等を、当社の請求により当社に対して補償する。）として義務付けることを予定しております。

当社の支配株主であるE-BONDの本新株式及び本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、E-BONDよりE-BONDの2023年8月末日現在の預金口座の残高照会の写し並びに2023年5月期決算書の写しをそれぞれ入手し、預金残高が本新株式及び本新株予約権の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認するとともに、本新株式及び本新株予約権を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を入手しております。

指田 仁氏の本新株式及び本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、指田 仁氏の2023年8月末日のBank Statementの写しを入手し、預金残高が本新株式及び本新株予約権の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認するとともに、本新株式及び本新株予約権を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を入手しております。

第一ソフトの本新株式及び本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、第一ソフトより第一ソフトの2023年8月末日現在の預金口座の通帳の写し並びに2022年12月期決算書の写しをそれぞれ入手し、預金残高が本新株式及び本新株予約権の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認するとともに、本新株式及び本新株予約権を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を入手しております。

掛谷 和俊氏の本新株式及び本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、掛谷 和俊氏の2023年8月末日の預金口座の通帳の写しを入手し、預金残高が本新株式及び本新株予約権の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認するとともに、本新株式及び本新株予約権を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を入手しております。

福光 大輔氏の本新株式及び本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、福光 大輔氏の2023年9月上旬の預金口座の通帳の写しを入手し、福光 大輔氏が取締役を務める株式会社ジャパンスルバーフリース（代表者 福光 一七）との金銭消費貸借契約に基づき借入れを実施した資金であること及び本金銭消費貸借契約書を確認するとともに、預金残高が本新株式及び本新株予約権の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認するとともに、本新株式及び本新株予約権を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を入手しております。

ジェットシステムの本新株式及び本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、ジェットシステムよりジェットシステムの2023年8月末日現在の預金口座の残高照会の写し並びに2022年7月期決算書の写しをそれぞれ入手し、預金残高が本新株式及び本新株予約権の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認するとともに、本新株式及び本新株予約権を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を入手しております。

木村 和弘氏の本新株式及び本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、木村 和弘氏の2023年9月上旬の預金取引明細の写しを入手し、預金残高が本新株式及び本新株予約権の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認するとともに、本新株式及び本新株予約権を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を入手しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2023年9月30日現在）		募集後	
株式会社アレクシア	54.04%	株式会社アレクシア	31.39%

株式会社E-BONDホールディングス	18.60%	株式会社E-BONDホールディングス	21.60%
楽天証券株式会社	2.43%	楽天証券株式会社	1.41%
伊藤 満	1.64%	伊藤 満	0.95%
松浦 行子	1.61%	松浦 行子	0.93%
マネックス証券株式会社	0.89%	指田 仁	0.65%
陳 宏	0.75%	マネックス証券株式会社	0.52%
李 燕鵬	0.59%	陳 宏	0.44%
松井証券株式会社	0.51%	李 燕鵬	0.34%
株式会社SBI証券	0.51%	株式会社第一ソフト	0.32%

- (注) 1. 上記の割合は、自己株式を除き、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、2023年9月30日時点の株主名簿を基準としております。
3. 割当後の持株比率は2023年9月30日現在における発行済株式総数に、本新株式の発行数390,000株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数1,550,000株の合計1,940,000株を加算して算出しております。
4. 割当予定先（E-BOND以外）の本新株予約権の保有目的は純投資目的であり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があります。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は確約されておりませんので、同社に係る割当後の「持株比率」の記載はしておりません。
5. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2023年10月31日から2027年10月30日までの4年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

8. 今後の見通し

本資金調達による2024年3月期の業績に直接与える影響は軽微であると考えております。また、本新株予約権が行使され、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行による希薄化率は、2023年9月30日現在の当社発行済株式総数2,737,720株に対し70.86%（2023年9月30日現在の当社議決権個数26,848個に対しては72.26%）で25%以上となることから東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者割当増資に係る企業行動規範上の遵守事項を遵守して、当社は、本資金調達について、経営者から一定程度独立した者による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手する必要性があります。また、本資金調達において、当社の支配株主であるE-BONDが割当予定先に含まれていることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2に基づき、支配株主との取引に係る企業行動規範上の遵守事項を遵守して、当社は、E-BONDとの間に利害関係を有しない者から、本資金調達に係る決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手する必要があります。

このため、当社は、当社経営者から一定程度独立しており、かつ支配株主であるE-BONDとの間に利害関係を有しない者である、当社の社外取締役でありかつ独立役員である水野信次（委員長・弁護士、日比谷パーク法律事務所）、赤羽根秀宜（弁護士・薬剤師、中外合同法律事務所）、当社の社外監査

役でありかつ独立役員である近藤希望（公認会計士・税理士、株式会社ジオンコンサルティング代表）の3名によって構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会において妥当でない判断される取引条件では当社取締役会としても本資金調達を決定しないこととし、これを実効化するべく、当社及び一般株主の利益を図る立場に立って本資金調達について検討や判断を行うことができるようにすることを目的として、本特別委員会に対し、本資金調達に係る取引条件の交渉を行う権限を付与して、支配株主であるE-BONDを含む割当予定先との間で本資金調達に係る取引条件の交渉を委ねるとともに、本資金調達の必要性及び相当性並びに本資金調達に係る決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する客観的な意見を求めました。なお、当社の独立役員のうち、上記3氏を選定したのは、各氏の社外有識者としての専門が本特別委員会への諮問事項の検討に適しているからであります。本特別委員会の委員を変更した事実はありません。

本特別委員会は、2023年9月6日より10月12日まで合計4回開催され、慎重に協議及び検討を行い、その結果を踏まえ、割当予定先及び当社との間で質問回答をやり取りしたほか、折に触れて、当社の代表取締役社長を委員会に招聘して当社の事業計画等について質疑をするとともに、支配株主であるE-BONDを含む割当予定先を取りまとめたユーナ・アルテミス杉本氏を委員会に招聘し、割当予定先との間で本資金調達に係る払込価格その他の条件交渉を重ね、その結果を踏まえ、以下の内容の意見書を2023年10月12日付で入手しております。なお、本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本特別委員会の意見の概要）

① 諮問事項

本資金調達によって、当社の発行済株式に対する希薄化率が25%以上となるため、本資金調達に必要性及び相当性が認められるか。また、本資金調達は、当社の支配株主であるE-BONDに対する第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行に該当するため、本資金調達に係る決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないか（本資金調達により議決権の希薄化が生じる点について、本資金調達に係る取引条件の決定手続における公正性担保について）

② 本特別委員会の結論

本資金調達には、必要性及び相当性が認められ、かつ、本資金調達に係る決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

③ 本特別委員会結論詳細

1. 本資金調達の必要性（本資金調達を行う理由の妥当性）

次のとおり、当社において、本資金調達により資金調達を行う理由には妥当性が認められ、本資金調達により資金調達を行う必要性が認められると判断する。

すなわち、2022年、当社連結子会社であるSDIの役員2名が組織犯罪処罰法（組織的詐欺）の疑いで逮捕され、当社が外部有識者からなる独立調査委員会を設置し調査を進めた結果を受けて、SDIが提供していた事業の一部である着信課金サービス事業から撤退したが、当該一部事業（着信課金サービス）の経営成績は、2022年3月期の当社連結実績において、売上高28.1%（当社連結実績11,783百万円の内、3,312百万円）売上総利益16.1%（当社連結実績4,005百万円の内、644百万円）であり、その事業撤退は当社グループの経営成績に大きな影響を与えていることに加えて、当社の営業活動によるCFにも大きな影響を与え、当社の営業活動によるCFと財務活動によるCFのバランスが大きく崩れる状況を引き起こしている。

このように、当社は、当社グループの主力事業であった、SDIが提供していた着信課金サービス事業からの撤退を余儀なくされ、主力事業の1つが棄損したこと及びそれにより想定された営業CF喪失により将来的な財務基盤の不安を抱えているため、かかる撤退事業に代わる営業CFを得られる新規事業の模索・既存事業のさらなる強化及び財務基盤の強化が喫緊の経営課題であることから、当社には、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資及び財務基盤を安定させるための運転資金の確保を目的に資金調達が必要であることが優に認められる。

そのため、当社においては、撤退事業に代わる新規事業の模索・既存事業のさらなる強化及び財務基盤の強化が喫緊の経営課題となっており、当社には、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資及び財務基盤を安定させるための運転資金の確保の必要性が生じているが、かかる資金確保の必要性を本資金調達により充足することができると認められる。

すなわち、SDIが提供していた着信課金サービス事業の経営成績は、2022年3月期の当社連結実績において、売上高28.1%（当社連結実績11,783百万円の内、3,312百万円）売上総利益16.1%（当社連結実績4,005百万円の内、644百万円）であり、その事業撤退は当社グループの経営成績に大きな影響を与えている中で、その事業撤退により喪失した営業CFに充当することが想定されていた運転資金を確保することが必要であるところ、当該営業CF毀損相当額を基礎として算出された金額の資金を本資金調達により調達し、前提事実「調達する資金の額、用途及び支出予定時期」のとおり充当することにより、当社は、自己資本の拡充及び手元流動性の確保による財務基盤の安定性を大きく高め、既存事業の継続性を確保することにより喫緊の経営課題を解決することができると認められる。

また、このように本資金調達の調達資金によって自己資本の拡充及び手元流動性の確保による財務基盤の安定性を大きく高め、事業活動の継続性を確保することにより喫緊の経営課題を解決することができるのみならず、前提事実「調達する資金の額、用途及び支出予定時期」のとおり、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資を実行することにより、中長期的な収益拡大に向けた積極的な営業展開を実行していくことが可能となり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資すると認められる。

そうした中、割当予定先から本資金調達の引受けが提案されたところ、本資金調達による調達予定額は約13億円であり、このような多額の必要資金を早期かつ確実に調達し、財務基盤の強化を図るための方法として、当社にとっては、支配株主であるE-BONDを割当予定先を含む本資金調達が、経営上合理的なものであると同時に、その確実性において最も有効な手段であると認められる。

そのうえ、当社は、スタンダード市場に上場しているところ、その上場維持基準のうち、流通株式時価総額基準を充足しておらず、2025年3月期までにこれを充足する必要があるところ、E-BOND以外の割当予定先が純投資目的であり、本資金調達により取得した当社株式を相応の規模で市場売却することが想定される本資金調達を行うことは、流通株式数を増加せしめ、当社が現時点で未充足の流通株式時価総額基準を充足する取組みとしても有意義であることから、この点でも十分な合理性が認められる。

また、本資金調達の規模についても、当面の資金繰りの必要額や新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資に必要な金額に連動していることが特別委員会において確認されており、十分な合理性が認められる。

さらに、本資金調達の引受先についても当社の親会社であるE-BONDを含めて割当予定先とすることが、E-BONDが当社グループの事業と当社グループを取り巻く経営環境に通暁しており、当社の親会社として、もとより当社グループの経営理念・経営方針に常に深い理解を示してきていること等を総合的に勘案すれば、当社の引受先選定に係る上記判断には、十分な合理性が認められる。

したがって、以上に照らし、当社において、本資金調達により資金調達を行う理由には妥当性が認められ、本資金調達により資金調達を行う必要性が認められると判断する。

2. 本資金調達の相当性

特別委員会は、次のとおり、本資金調達の適法性、本資金調達の他の資金調達手段との比較における相当性も認められるうえ、本資金調達に係る条件の相当性が認められることから、本資金調達による新株発行は相当性があると判断する。

2. 1. 1 本資金調達の適法性（有利発行該当性）について

本資金調達は、以下のとおり有利発行に該当するものではない。

すなわち、本新株式の払込価格は、本資金調達に係る取締役会決議日の前営業日である2023年10月12日の当社株式の普通取引の終値を採用した価格（672円）であるところ、これは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものである。

すなわち、上場株式等市場価格のある株式の第三者割当の払込金額は、発行決議の直前営業日の終値で行われる場合、当該終値が異常な事実の影響を受けて形成されたなどの特別の事情がない限り、当該第三者割当は、「特に有利な金額」（会社法199条3項）によるものではないと一般に解されている。そして、本資金調達において、上記のような特別の事情は存在しないから、本新株式の払込価格は、「特に有利な金額」に該当しない。

したがって、本新株式の払込価格は、会社法第199条第3項の「特に有利な金額」に該当せず、本新株式の第三者割当は有利発行による第三者割当には該当しないといえる（同法第201条第1項・第199条第3項参照）。

次に、本新株予約権の払込価格であるが、opLaboの算定評価報告書における、opLaboによる本新株予約権1個当たりの公正価値評価額は7,635円であるところ、本新株予約権の払込価格は、かかる公正価値評価額を上回る金額となっている。

したがって、本新株予約権の払込価格は、会社法第238条第3項の「特に有利な金額」に該当せず、本新株予約権の第三者割当は有利発行による第三者割当には該当しないといえる（同法第240条第1項・第238条第3項参照）。

以上より、本資金調達は、有利発行による第三者割当に該当せず、適法である。

2. 1. 2 その他、本資金調達の適法性に関する事項

上記のほか、本資金調達に係る払込金額が割当予定先に特に有利ではないことに関し、法令に違反する重大な事実は特に認められない。

2. 2 当社普通株式及び新株予約権の新規発行（第三者割当）を選択することの相当性

当社には、SDIが提供していた着信課金サービス事業からの撤退により当社グループの経営成績に大きな影響を与えていることに加えて、当社の営業活動によるCFにも大きな影響を与え、当社の営業活動によるCFと財務活動によるCFのバランスが大きく崩れる状況を引き起こしている中で、まず、かかる撤退した事業により想定されていた営業CF相当額につき、本資金調達によって調達する資金を以て充当する必要があると認められる。

しかしながら、当社は、直前期（2022年3月期）中に借り換えを実施していること、その借り換えの実施後に当社連結子会社提供の着信課金サービスの事業撤退が行われて当社の収益構造が大きく変わったことのみならず、そうした撤退を余儀なくされた事業による営業CFに依拠した事業構造に問題があったことを受けて、金融機関の当社に対する与信に厳しい目が向けられていることから、取引先金融機関に上記の資金需要を充足する規模の多額の追加融資に応じさせることが困難な状況にあり、他の金融機関を探索するとしても新規資金調達のコスト及び迅速性から現実的ではないことが認められる。

そのうえ、当社は、スタンダード市場に上場しているところ、その上場維持基準のうち、流通株式時価総額基準を充足しておらず、2025年3月期までにこれを充足する必要があるが、その充足未達による市場替えや上場廃止等の事態に陥ることを免れ、当社グループの業績への影響を回避するためには増資等による流通株式数増加が有効な取組みであると認められる一方で、流通株式時価総額基準の充足に向けて間接金融による資金調達ではその意義がないといえることが認められる。

他方で、本資金調達では、E-BOND以外の割当予定先が純投資目的であり、本資金調達により取得した当社株式を相応の規模で市場売却することが想定される本資金調達を行うことは、流通株式数を増加せしめ、当社が現時点で未充足の流通株式時価総額基準を充足する取組みとしても有意義であることから、この点でも十分な合理性が認められる。

このような環境下では、かかる資金の調達手法として代替手段がなく、早期に大規模な第三者割当増資が必要不可欠な状況に陥っている現状を打開するべく、調達の確実性と迅速性を確保するために新株式の発行による本資金調達によることが適切であると認められる。

したがって、当社が資金調達の方法として本資金調達を選択したことについては、相当性が認められると解する。

2. 3 本資金調達における本新株式及び本新株予約権の発行条件の相当性

本資金調達による本新株式及び本新株予約権の発行の条件については、以下のとおり、発行価格、発行数量及びそれに伴う希薄化率においても条件の相当性が認められると解する。

まず、本新株式の払込価格については、前記第2.1.1項のとおり、本資金調達に係る取締役会決議日の前営業日である2023年10月12日の終値となっており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであって、当該終値が異常な事実の影響を受けて形成されたなどの特別の事情が認められない本件においては、「特に有利な金額」（会社法199条3項）によるものではないと解され、その相当性が認められる。

また、本新株予約権の払込価格であるが、opLaboの算定結果報告書における、opLaboによる本新株予約権1個当たりの公正価値評価額は7,635円であるところ、本新株予約権の払込価格は、かかる公正価値評価額を上回る金額となっており、会社法第238条第3項の「特に有利な金額」に該当しないと解され、その相当性が認められる。

次に、本資金調達における本新株式及び本新株予約権の発行数量及びそれに伴う希薄化率に

ついてであるが、確かに、結果として本資金調達における本新株式及び本新株予約権の発行数量と潜在株式数量を前提とすると、相当な規模の既存株式の希薄化が生じることとなることが見込まれるものである。

しかし、次のとおり、本資金調達における本新株式及び本新株予約権の発行数量及び希薄化の規模は、相当であると認められ、それを覆すに足りる特段の不合理的な事情は認められない。

すなわち、上記のとおり、他の資金調達方法との比較では本資金調達における本新株式及び本新株予約権の発行が最も有効かつ確実な資金調達方法なのであるが、この方法によれば既発行株式の一定の希薄化は免れ得ないのであり、本資金調達における本新株式及び本新株予約権の発行数量とそれに基づく希薄化率が必要な資金調達の規模と連動しているものと認められるのであれば、特段の不合理的な事情が認められない限り、その条件の相当性が認められる。

然るところ、当社は、本資金調達による調達金を、前提事実「調達する資金の額、使途及び支出予定時期」のとおり充当することにより、本資金調達の効果を上げ、自己資本の拡充及び手元流動性の確保による財務基盤の安定性を大きく高め、事業活動の継続性を確保することにより喫緊の経営課題を解決するとともに、撤退事業に代わる新規事業の模索・既存事業のさらなる強化及び財務基盤の強化が喫緊の経営課題となっており、当社には、新たな収益基盤を確立すべく新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資及び財務基盤を安定させるための運転資金の確保を企図しているところ、本資金調達における必要な資金規模に関しては、当面の資金繰りの必要額や新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資に必要な金額に連動して算出されたものであることが認められ、これら資金調達の必要性が認められる一方、本資金調達における本新株式及び本新株予約権の発行数量及びそれに基づく希薄化率の相当性の判断を覆すに足る特段の事情は見出せない。

3. 本資金調達に係る決定が当社少数株主にとって不利益なものでないか

以上を踏まえ、本資金調達に係る決定が当社少数株主にとって不利益なものでないかの点について検討する。

3. 1 本資金調達により議決権の希薄化が生じる点について

本資金調達により、当社の少数株主において議決権の希薄化が生じることが避けられないことから当社の少数株主にとって不利益であるかが問題となるが、本資金調達は、次のとおり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものと認められるものであることから、当社取締役会が本資金調達を決定することは、当社の少数株主にとって、議決権の希薄化を考慮してもなお、不利益なものとはいえないと判断する。

まず、当社は、スタンダード市場に上場しているところ、その上場維持基準のうち、流通株式時価総額基準を充足しておらず、2025年3月期までにこれを充足する必要があるところ、その充足未達による市場替えや上場廃止等の事態に陥ることを免れ、当社グループの業績への影響を回避するためには増資等による流通株式数増加が有効な取組みであるところ、本資金調達では、E-BOND以外の割当予定先が純投資目的であり、本資金調達により取得した当社株式を相応の規模で市場売却することが想定されることから、本資金調達を行うことは、流通株式数を増加せしめ、当社が現時点で未充足の流通株式時価総額基準を充足する取組みとしても有意義であり、これによりスタンダード市場の上場維持基準のうち、現時点で当社が未充足の流通株式時価総額基準を充足することに寄与すれば、市場替えや上場廃止等の事態に陥ることによる、当社グループの業績に及ぼす悪影響を回避することができ、そのこと自体が当社の企業価値及び株主共同の利益に資することは否定しがたく、少数株主にも利益がある。

また、当社は、本資金調達の調達資金によって自己資本の拡充及び手元流動性の確保による財務基盤の安定性を大きく高め、事業活動の継続性を確保することにより喫緊の経営課題を解決することができるのであって、そのことも当社の企業価値及び株主共同の利益に資することは否定しがたく、少数株主にも利益がある。

さらに、本資金調達の結果、新たな収益基盤を確立するための新規・既存（当社主力）事業への新規・追加投資することが見込まれているところ、それにより中長期的な収益拡大に向けた積極的な営業展開を実行していくことが可能となり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資することが期待される。

以上のとおり、希薄化が生じてもそれによる少数株主の損失を回復させるに足る効果が見込まれる、いくつかの当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資する点が認められることから、

本資金調達による議決権の希薄化が生じてもなお、少数株主にとって不利益でないとは判断する。

3. 2 本資金調達に係る取引条件の決定手続における公正性担保について

他方で、手続的に見れば、次のとおり、本払込価格その他本資金調達に係る決定手続において公正性が担保されていることが認められることから、本資金調達に係る決定が少数株主に不利益ではないといえると判断する。

3. 2. 1 特別委員会の設置と交渉権限の付与

当社は、本資金調達における意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2023年8月30日、当社の取締役会を開催し、同取締役会において、支配株主であるE-BOND及び当社から独立した委員によって構成される特別委員会を設置し、本資金調達に係る当社の決定が少数株主に不利益でない旨の意見等を述べることを委嘱するとともに、特別委員会において妥当でないとは判断される取引条件では当社取締役会としても本資金調達を決定しないこととし、これを実効化すべく、当社及び一般株主の利益を図る立場に立って本資金調達について検討や判断を行うことができるようにすることを目的として、特別委員会に対し、本資金調達に係る取引条件の交渉を行う権限を付与した。

3. 2. 2 当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関による算定

そして、当社は、割当予定先から提示された本資金調達における本新株式及び本新株予約権の払込価格を検討し、本資金調達に関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、割当予定先及び当社から独立した第三者算定機関であるopLaboに本新株予約権の価値の算定を依頼し、2023年10月12日付でopLaboから取得した本算定書に基づき、当該株式価値の算定結果を検討したうえで、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断し、当社の株式市況、払込期日までの相場変動の可能性、当社の発行済株式数、当社の財務状況、事業環境、割当先による引受可能性等も総合的に勘案し、独立した第三者機関である特別委員会の交渉結果を前提として、特別委員会の意見に基づき、本払込価格等が決定された。

3. 2. 3 E-BONDから独立したプロジェクトチームによる支援等

また、当社は、本資金調達に関する当社の意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、E-BONDから独立性が高い幹部従業員（ディビジョンマネージャー）のみで構成されるプロジェクトチームを設置し、E-BONDを含む割当予定先との間で協議・交渉を行う特別委員会をサポートさせた。

3. 2. 4 E-BONDからの影響が遮断された取締役会での審議及び決議

なお、当社取締役のうち、飯塚秀毅氏は2009年8月に株式会社ウィーズホールディングス（現E-BONDホールディングス）の取締役副社長に就任し、2022年8月まで、その職にあったほか、E-BONDのグループ会社であるアレクシアの代表取締役社長に2019年6月から2020年6月まで就任していたため、利益相反回避の観点から、また、藤田裕之氏は将来的にE-BOND及び関係会社の取締役に就任する可能性があるため公正性担保の観点から、当社取締役会の本資金調達に関する審議及び決議への参加を参加させず、両氏を除き、特別委員会の構成委員全員を含む取締役全員と監査役全員が出席した当社取締役会で、本資金調達について審議し、これを決議した。

そして、当該取締役会には、当社の監査役3名全員（特別委員会の構成メンバー1名を含む。）が出席し、いずれも、当該取締役会前に開催された監査役会において協議した結果に基づき、全監査役の共通の意見として本資金調達における本新株式及び本新株予約権の各発行がいずれも有利発行に該当せず、適法である旨の意見を述べた。

3. 2. 5 小括

以上のとおり、本資金調達における本新株式及び本新株予約権の本払込価格等その他取引条件の決定においては、割当予定先から独立した特別委員会が割当予定先との交渉を担うなど、相手方である割当予定先との利益相反構造を払拭するための最大限の措置もとられたうえで、本資金調達の決定がなされ、少数株主の利益への配慮もなされているといえることから、本資金調達に係る決定は少数株主にとって不利益なものではないといえることができる。

以上のとおり、本特別委員会から、本資金調達について必要性及び相当性が認められ、かつ、本資金調達にかかる決定が少数株主にとって不利益なものではないとの意見を得ております。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本資金調達の割当予定先であるE-BONDは当社親会社であり、本資金調達は支配株主との取引に該当します。

当社が2023年6月29日に開示しておりますコーポレート・ガバナンス報告書における「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」には「当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応致します。」と定めております。

本資金調達の実施に際しては、下記(2)及び(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本資金調達に係る決定を行っております。このような対応の結果、本資金調達は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本資金調達の公正性を担保するための措置として、当社及びE-BONDと利害関係がなく独立している、本特別委員会から、下記(3)に記載のとおり、意見を入手しております。

また、当社取締役のうち、飯塚 秀毅氏は2009年8月に株式会社ウィーズホールディングス(現E-BONDホールディングス)の取締役副社長に就任し、2022年8月まで、その職にあったほか、E-BONDのグループ会社である株式会社アレクシアの代表取締役社長に2019年6月から2020年6月まで就任していたため、利益相反回避の観点から、また、藤田 裕之氏は将来的にE-BOND及び関係会社の取締役に就任する可能性があるため公正性担保の観点から、当社取締役会の本資金調達に関する審議及び決議、その他E-BONDとの交渉過程に一切関与しておりません。その上で、他の出席取締役の全員一致により、本資金調達の実施につき決議しており、当該取締役会において、当社の監査役全員が本資金調達に異議がない旨の意見を述べております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本資金調達は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当該支配株主との間で利害関係を有しない第三者による本資金調達に係る決定が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手を行う必要があります。

そこで、当社は、当社及びE-BONDと利害関係がなく独立している、本特別委員会に対し、本資金調達が当社の少数株主にとって不利益なものでないか(本資金調達により議決権の希薄化が生じる点について、本資金調達に係る決定の決定手続における公正性担保について)について意見を求めました。

本特別委員会からは、当社の取締役会に対し、2023年10月12日付で「9. 企業行動規範上の手続に関する事項」に記載した内容の意見書が提出されており、本資金調達が少数株主にとって不利益なものではない旨の意見が述べられています。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高(千円)	11,384,096	11,783,122	9,422,125
営業利益(千円)	730,991	883,216	368,566
経常利益(千円)	749,208	889,136	399,212
当期純利益(千円)	501,871	613,330	21,110
1株当たり当期純利益(円)	186.65	228.11	7.85

1株当たり配当金 (円)	—	—	—
1株当たり純資産 (円)	515.39	745.63	753.48

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023年10月12日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,737,720株	100.0%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始 値	530円	1,541円	992円
高 値	2,100円	1,541円	1,038円
安 値	453円	955円	535円
終 値	1,435円	986円	725円

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	781円	730円	749円	777円	772円	711円
高 値	850円	770円	777円	820円	789円	726円
安 値	722円	716円	731円	745円	706円	629円
終 値	728円	737円	777円	782円	711円	672円

(注) 2023年10月の株価については、2023年10月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2023年10月12日現在
始 値	687円
高 値	693円
安 値	672円
終 値	672円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

別紙 1

株式会社ソフィアホールディングス普通株式発行要項

1. 募集株式の種類 株式会社ソフィアホールディングス普通株式
2. 募集株式の数 390,000株
3. 募集株式の払込金額 1株につき672円
4. 払込金額の総額 262,080,000円
5. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額は、131,040,000円（1株につき336円）とし、増加する資本準備金の額は131,040,000円（1株につき336円）とする。
6. 募集方法
第三者割当の方法により、本新株式を株式会社E-BONDホールディングスに300,000株、指田 仁氏に30,000株、株式会社第一ソフトに15,000株、掛谷 和俊氏に15,000株、福光 大輔氏に15,000株、株式会社ジェットシステムに10,000株、木村 和弘氏に5,000株それぞれ割り当てる。
7. 申込期日 2023年10月30日
8. 払込期日 2023年10月30日
9. 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 渋谷支店
10. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各号のほか、本新株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

別紙2

株式会社ソフィアホールディングス第1回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ソフィアホールディングス第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金11,842,000円

3. 申込期日 2023年10月30日

4. 割当日及び払込期日 2023年10月30日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権を株式会社E-BONDホールディングスに200個（200,000株）、指田 仁氏に450個（450,000株）、株式会社第一ソフトに225個（225,000株）、掛谷 和俊氏に225個（225,000株）、福光 大輔氏に225個（225,000株）、株式会社ジェットシステムに150個（150,000株）、木村 和弘氏に75個（75,000株）、合計1,550個（1,550,000株）割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,550,000株とする。（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）但し、本項第(2)号及び第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 1,550個

8. 本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり金7,640円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の額（以下「行使価額」

という。)は、672円とする。但し、第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、原則として、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が336円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、か

かる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当ての基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項(2)号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必

要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2023年10月31日から2027年10月30日の期間とする。但し、第14項「本新株予約権の取得」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の1年以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり7,640円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合

における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する者は、当社の定める行使請求書に必要事項を記載しこれに記名捺印し
たうえ、第12項に定める行使期間中の取引日に第20項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求受付日（行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日15時までに当該行使請求にかかる出資金総額の指定口座への入金当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日15時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。）に発生する。

(3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求にかかる出資金総額を指定口座への振り込むものとする。

20. 行使請求受付場所

株式会社ソフィアホールディングス 管理部経理

21. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 渋谷支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

23. 新株予約権者に対する通知

本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合、電子公告により行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生していることを条件とする。

以 上